

有害物ばく露防止対策補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、有害物ばく露防止対策補助金（以下「補助金」という。）について厚生労働省が定める有害物ばく露防止対策補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び有害物ばく露防止対策補助金実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、公益社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）が交付要領第6条に定める補助事業者として交付事務を執り行うに当たり、交付事務手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第3条の目的の達成に資することを目的とする。

(補助金交付の対象)

- 第2条 全衛連は、前条の目的を達成するため、本規程別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において、第4欄に定める範囲において補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助金の交付の対象者となる者は、本規程別表の第1欄に掲げる作業環境測定機関に委託し有害物ばく露測定を実施する中小企業事業主（実施要領第3の2に規定する者）であって、同要領第3の7(1)の要件に適合する者とする。
 - 3 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としない。

(公募期間)

第3条 補助金の公募期間及び予定額は次のとおりとする。

- ①第1期公募期間：令和3年7月1日～令和3年8月31日
予定額：10,000万円
- ②第2期公募期間：令和3年10月1日～令和3年11月30日
予定額：4,200万円（第1期公募予定額に残が生じた場合、上積みされる。）

(補助対象費用)

第4条 補助対象となる費用は次の要件を満たすものでなければならない。

- ①補助金の交付決定通知後、令和4年2月末日までに実施する個人ばく露濃度測定に要する費用であること。
- ②本規程別表の第2欄の基準に適合すること。
- ③個人ばく露濃度測定実施件数が、金属アーク溶接等作業従事者数を超えないこと。ただし、金属アーク溶接等作業従事者が1名である場合を除く。

(申請)

第5条 補助金の申請は、別添様式1を用いて行うものとする。

2 申請は、原則として郵送により行うものとする。

3 申請者は、補助金の申請に際して、個人ばく露濃度測定を委託しようとする作業環境測定機関の作成する見積書を添付しなければならない。

(補助金額の算定)

第6条 補助金額は、個人ばく露濃度測定に要する費用(1人当たり4万円、1作業場当たり2名を上限とする。)の1/2の額とする(上限4万円)。

2 複数の作業場で個人ばく露濃度測定を実施する場合、第1項の計算に基づき費用を算出するが、その場合の補助金の上限は8万円とする。

(公募予定額を上回った場合の対応)

第7条 第2条第2項の要件を満たす者から申請された補助金の総額が、公募期間ごとの補助金の予定額を上回った場合、全衛連は、次表に掲げる計算方法の合計点の高い申請者から順に補助金の予定額に達するまで交付決定を行う。なお、合計点が同点数である場合、個人サンプリング法の登録を受けている作業環境測定士による測定を行う事業場を優先し、さらに順位づけが必要な場合は、金属アーク溶接等作業従事者数の多い事業場を優先する。

① 事業場の規模(常時使用する労働者数)

50人以下 (30人以下)	51人超100人以下 (30人超50人以下)	101人超300人以下 (50人超100人以下)	300人超 (100人超)
3点	2点	1点	0点

(注) ()内は、小売業、サービス業、卸売業の場合

② 平均的な溶接等作業日数(週当たり)

毎日	3日以下	1日以下
3点	2点	1点

③ 平均的な溶接等作業時間数(1日当たり)

5時間超	3~5時間	3時間未満
3点	2点	1点

(交付決定の通知)

第8条 全衛連は、公募期間終了後おおむね1か月以内に交付決定した補助金額について申請者に通知する。

(測定実施報告)

第 9 条 交付決定の通知を受けた申請者は、交付決定通知後、令和 4 年 2 月末日までに実施した個人ばく露濃度測定に要した費用について、別添様式 2 により、令和 4 年 3 月 15 日までに報告しなければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 全衛連は、申請者からの個人ばく露濃度測定結果の報告を受けた場合、交付決定額の範囲において、申請者の指定する口座に振り込む。

2 実際の測定に要した経費が交付決定額を下回った場合には、その額とする。

(申請の取り下げ)

第 11 条 交付決定前に申請者から申請の取り下げがあった場合、全衛連は交付申請受付を解除した上で、速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

(再申請)

第 12 条 第 1 期公募に応募し、審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者は、第 2 期の公募期間に再度申請をすることができる。

2 前項の再申請に関しては、第 1 期公募に係る申請内容に変更がない場合、改めて申請書類を提出する必要はない。

3 第 1 期公募に応募し、審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者で、第 2 期公募に再申請しない場合、全衛連は速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

(電磁的方法による手続き)

第 13 条 申請者は第 5 条で定める申請、第 9 条で定める測定実施報告、第 12 条で定める再申請について、全衛連の指定するメールアドレスに対して電磁的方法により行うことができる。

(補助金交付後の解除等)

第 14 条 全衛連は、申請者が提出した書類に重大な誤りがあると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を解除することができる。

2 全衛連は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 全衛連は、申請者がこの規定に従って全衛連に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、間接補助金の交付のための審査等本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(本規定の上位判断)

第 16 条 本規定の運用について疑義が生じた場合、交付要綱、実施要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省労働省令第 6 号）の定めるところにより処理する。

(その他)

第 17 条 本規定は令和 3 年 6 月 11 日より適用する。

別表

1 間接補助金の対象となる有害物ばく露測定	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
<p>作業環境測定法施行規則別表4号に掲げる作業場での分析を行うことができる作業環境測定法第2条第7号の作業環境測定機関に委託し有害物ばく露測定を実施する中小企業事業者</p>	<p>次に掲げる有害物ばく露測定及び分析等に要する経費</p> <p>①金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器（サンプラー及びポンプ）を装着することによる溶接ヒュームのばく露測定に関するデザイン及びサンプリング</p> <p>②採取された試料の吸光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析</p> <p>③作業環境測定士派遣料</p>	<p>有害物ばく露測定及び分析等1名当たり4万円</p>	<p>第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。</p> <p>なお、申請できる金属アーク溶接従事労働者の人数は当該事業場のうち1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は8万円を上限とする。</p>